

平成23年度第4回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日 時 平成24年2月21日（火）午後7時  
場 所 音更町保健センター 検診室

## 《 会 議 次 第 》

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】

議案第1号 第5期おとふけ生きいきプラン21（案）について

……………資料

議案第2号 地域密着型サービス事業者の指定について

その他

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】

議案第1号 第5期おとふけ生きいきプラン21(案)について

## 議案第 2 号

### 地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法第 78 条の 2 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び同法第 115 条の 12 の規定による同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、意見を求めます。

#### 1 概要

社会福祉法人更葉園が、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行うため、既設の身体障害者授産施設等（音更町東通 13 丁目 3 番地）に同事業に係る施設を併設し、平成 24 年 2 月 10 日付けで当該法人から指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請がありました。

書類の審査及び現地調査（平成 24 年 2 月 16 日実施）の結果、適当と認められることから、地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、音更町介護保険事業等運営協議会の意見を聴取しようとするものです。

#### 2 申請者

所在地	音更町東通 13 丁目 3 番地 1
名称	社会福祉法人更葉園
代表者	理事長 比留間 正 二

#### 3 事業所

##### (1) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

所在地	音更町東通 13 丁目 3 番地 9
名称	小規模多機能型居宅介護事業所きずな
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護（要介護 1～5 の方） 介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援 1～2 の方）
定員	登録定員 25 人 通いサービスの利用定員 15 人 宿泊サービスの利用定員 6 人
指定年月日	平成 24 年 3 月 1 日
施設の概要	構造 RC 造・平屋建 面積 298.93 m <sup>2</sup> （内渡廊下 28.35 m <sup>2</sup> ）

##### (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

所在地	音更町東通 13 丁目 3 番地 9
名称	地域密着型特別養護老人ホームきずな
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（要介護 1～5 の方）
定員	29 人
指定年月日	平成 24 年 3 月 1 日
施設の概要	構造 RC 造・平屋建 面積 1,458.62 m <sup>2</sup>

#### 4 その他

指定に係る知事への届出、公示等については、老人福祉法第 15 条第 4 項の規定による特別養護老人ホームの設置に係る都道府県知事の認可（平成 24 年 2 月 13 日に申請済）後に行います。

◇参考

1 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、平成18年4月に地域密着型サービスが創設されました。

地域密着型サービスは、原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

2 地域密着型サービスの種類

サービス	内 容	町内事業所数
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	
認知症対応型通所介護 (※介護予防も設定)	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	1ヶ所 (利用定員12人)
小規模多機能型居宅介護 (※介護予防も設定)	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護	1ヶ所 (登録定員25人)
認知症対応型共同生活介護 (※介護予防も設定)	認知症高齢者グループホームへの入居	1ユニット：1ヶ所 2ユニット：4ヶ所
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居	
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所	

3 小規模多機能型居宅介護とは

小規模多機能型居宅介護は、①居宅で、又はサービスの拠点への②通所や③短期宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

登録された利用者(定員25人以下)を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。

4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、定員29人以下の特別養護老人ホームです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入居者が能力に応じて自立した日常生活を営めるようにめざします。

5 音更町介護保険事業等運営協議会に意見を求める理由

介護保険法第78条の2第6項の規定により、地域密着型サービス事業者の指定を行うときは、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされており、音更町介護保険等の実施に関する条例第29条の規定により、音更町介護保険事業等運営協議会は「介護保険事業等の運営に関すること」を調査審議することとされています。